

加茂市耐震改修促進計画策定業務委託

特記仕様書

令和 8 年 7 月
加茂市 建設課

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、加茂市(以下「発注者」という。)が受注者に委託する「加茂市耐震改修促進計画策定業務(以下「本業務」という。)委託」に適用することとする。

第2条 業務目的

本業務は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、その後の改正を含む)第6条第1項の規定にもとづき「加茂市耐震改修促進計画」を策定するものであり、新潟県及び加茂市地域防災計画、新潟県耐震改修促進計画等の上位計画との整合を図りながら、本市において建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、果たすべき役割や具体的施策を検討するものである。

第3条 準拠法令

受注者は本業務を履行するにあたり、本特記仕様書によるほか、次の関係法令を遵守し、これらに準拠して履行する。

- 1 建築基準法、同施行令、同施行規則
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律、同施行令、同施行規則
- 3 新潟県耐震改修促進計画
- 4 新潟県地域防災計画
- 5 新潟県国土強靱化地域計画
- 6 加茂市地域防災計画
- 7 加茂市国土強靱化地域計画
- 8 加茂市個人情報保護に関する法律施行条例、同施行規則
- 9 加茂市財務規則
- 10 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 11 その他関係法令、告示、通知、通達等

第4条 疑義の協議

受注者は、前条に示した関係法令等に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議のうえ、発注者の指示に従い業務を履行することとする。

第5条 権利・義務の譲渡等

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

第6条 提出書類

本業務を履行するにあたり、受注者は、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとし、これらを変更しようとする場合も同様とする。

1. 業務着手届
2. 業務工程表
3. 業務計画書(実施体制表等を含む)

4. 配置技術者届(資格証・在籍確認資料を含む)
5. その他発注者が必要と認めた書類

第7条 業務計画書

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。業務計画書には、契約図書や関係法令・各種ガイドライン、マニュアル等に基づき、本業務の円滑且つ効果的な検討手法を記載するものとし、その内容に発注者の指摘があった場合、訂正して業務計画書を再提出しなければならない。

なお、受注者は、業務計画書の変更が必要となった場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更計画書を提出しなければならない。

第8条 管理技術者の選任

受注者が選任する技術者について、本業務を計画、指揮、監督する管理技術者は、新潟県内の行政計画策定の業務実績があり、業務に精通した経験・識見ともに優れている者を選任するものとする。

第9条 貸与資料

本業務を履行するにあたり、以下の資料を貸与するものとするが、借用の際は、受渡状況を明記した借用書を提出し、承認を得るものとする。

なお、貸与資料については、その重要性を十分認識して紛失・汚損・破損等のないように取り扱い及び保管を慎重に行うものとし、本業務終了後に速やかに返却するものとする。

1. 加茂市地域防災計画書
2. 加茂市国土強靱化地域計画書
3. 固定資産課税台帳(家屋課税台帳)
4. 住宅・土地統計調査資料(総務省)
5. 特定建築物台帳
6. 建築物の耐震化に関する資料
7. 加茂市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託成果物（3D 都市モデル）
8. その他必要と思われるもの

第10条 守秘義務及び情報管理

1. 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間中並びに終了後も第三者へ提供、漏洩してはならない。
2. 受注者は、業務上収集した情報について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故がないように取り扱うものとする。
3. 受注者は、業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工、外部への持ち出し、並びに目的外使用してはならない。

第11条 個人情報の保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務の履行による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例の規程に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置や対策を実施しなければならない。

第12条 進捗状況の報告

本業務を履行するにあたり、業務の進捗状況を定期的に発注者に報告するものとする。

第13条 履行期限

本業務の履行期限は、契約の締結日から令和9年2月28日までとする。

なお、履行期間の途中で成果品の一部提出を発注者より求められた場合は、これに応じなければならない。

第2章 業務内容

第14条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

1. 計画準備・資料収集整理
2. 想定地震の規模・被害状況の調査
3. 耐震化状況の調査(住宅・特定建築物)
4. 耐震改修促進計画の策定
5. 打合せ協議

第15条 計画期間

本計画の計画期間は、令和12年度末までとする。

※新潟県耐震改修促進計画（第4期）と同様とする。

第16条 業務内容

本業務の内容は以下の通りとする。

(1) 計画準備・資料収集整理

本業務着手前に、発注者の現状について十分な協議を行ったうえで業務計画書を提出し、本業務が効率的かつ迅速に遂行できるよう努めるものとする。

また、本計画に関する関係法令や上位計画書、想定される地震、住宅・建築物の耐震化に関する資料など、耐震改修促進計画の策定に必要な資料の収集や整理を行うものとする。

(2) 想定地震の規模・被害状況の調査

過去の被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、発生が想定される地震やその被害状況等を整理してとりまとめるものとする。

また、本市を取り巻く環境、地形や土地利用状況、災害特性等についても整理するものとする。

(3) 耐震化状況の調査(住宅・特定建築物)

住宅及び耐震改修促進法第14条第一号による「特定既存耐震不適格建築物」の規模及び要件を満たす建築物(以下「特定建築物」という。)の現状について、統計調査資料や固定資産台帳(家屋課税台帳)、特定建築物台帳をもとに住宅の構造別(木造・非木造)、特定建築物の用途別(学校・病院・店舗・共同住宅等)、建築時期別(昭和56年5月31日以前の新耐震基準施行前、及びそれ以降等)の耐震性の有無、耐震改修の実施状況を調査してとりまとめるものとする。

また、調査資料をもとに住宅の耐震性を有する戸数や耐震化率等を算出し、計画に掲載する数値を検証するものとする。

さらに、新潟県耐震改修促進計画と照らし合わせて、要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条に規定する建築物)及び要安全確認計画記載建築物(法第7条に規定する耐震診断を義務付ける建築物)についても整理するものとし、緊急輸送道路沿道の倒壊時に閉塞するおそれがある特定建築物の抽出に当たっては、加茂市3D都市モデルを活用して把握するものとする。

(4) 耐震改修促進計画の策定

収集整理した資料と住宅の耐震化・特定建築物等に関する情報を精査して、耐震改修促進計画を策定する。主な記載項目は以下のとおりとする。

1. 計画の目的等 ※2

(計画の目的、計画の期間、耐震基準の変遷、建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要)

2. 新潟県及び本市における地震の危険性

(県内・市内の地震被害の状況、市内の活断層や想定される地震規模と被害状況)

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 ※2

(耐震化の状況、目標の設定)

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(耐震診断及び耐震改修の基本方針、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、耐震改修を促進させるための環境整備、建築物の安

全性に関する認定制度の周知、地震発生時に通行を確保すべき道路、空き家等の活用と耐震化の連携等)

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
(地震ハザードマップの作成等、耐震化に関する相談体制の整備及び情報提供の充実、リフォームに合わせた耐震改修の誘導策等、地域防災力の向上等)
6. 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁（新潟県）との連携に関する事項
(耐震改修促進法による指導・助言、建築基準法による勧告・命令等に関する所管行政庁との連携)
7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項
(関係団体との連携、新潟県耐震改修促進協議会の参加等)
8. 資料編・参考資料
(関係法令、用語解説、耐震化支援事業一覧、図面・統計データ等)

※2 特に検討を加えるものとし、耐震化に関する各種統計数値や目標値の算出を受注者と協議して実施するものとする。

(5) 打合せ協議

本業務の打合せは、業務着手時1回、中間時1回、成果納品時1回の計3回以上行うものとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、打合せ内容は相互確認を行うものとする。

第3章 成果品

第17条 成果納入品

本業務の成果品として下記の品目を納入するものとし、調査結果や校正用計画素案等については、業務途中に中間成果品の提出を求めることとする。また、電子データについては電子媒体にて格納して報告書に納めるものとし、電子データの形式の詳細については業務時に発注者と受注者の協議により決定するものとする。

① 中間成果品

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 耐震改修促進計画素案 | 1 式 |
| (2) 建築物の耐震化に関する調査資料 | 1 式 |
| (3) 打合せ議事録 | 1 式 |

② 最終成果品

(1) 業務履行届	1 部
(2) 業務実施工程表	1 部
(3) 加茂市耐震改修促進計画書（A 4 判製本）	2 0 部
(4) 加茂市耐震改修促進計画書 電子データ（PDF・WORD形式）	1 式
(5) その他発注者と受注者の協議により認められるもの	1 式

第18条 成果品納入場所

成果品納入場所は、加茂市役所 建設課 とする。